

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和元年10月23日

横浜市契約事務受任者
横浜市環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

小菅ヶ谷北公園予定地において、令和元年6月17日、法面上部から枯れた根株が落下し、隣接地の車両を破損する事故があったため、緊急工事による被害復旧および予防措置を行います。

2 履行(納品)場所

横浜市栄区小菅ヶ谷四丁目584番地3

3 契約日

令和元年6月17日

4 履行日又は履行期間

令和元年9月25日

5 契約金額

¥3,240,000-

6 契約の相手方(名称及び所在)

昇栄工業株式会社 代表取締役 水野 和美
横浜市港南区日野2-60-19

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

枯れた根株の落下により隣接地(中古車販売事業者)の車両を破損したため、撤去および周辺の安全を早急に図る必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

区内の公園緑地の防災工事および小菅ヶ谷北公園予定地での緊急対応を行った実績がある。また、平成30年度の横浜市災害協力業者であり、緊急工事可能な人員及び資機材を有していたため。

9 所管課 環境創造局南部公園緑地事務所